

令和 7 年度

旧駒岡清掃工場産業廃棄物収集運搬処分業務
(泡消火薬剤)

仕 様 書

札幌市環境局環境事業部駒岡清掃工場

I 委託業務の概要

1 業務名

旧駒岡清掃工場産業廃棄物収集運搬処分業務（泡消火薬剤）

2 業務内容

本委託業務は、旧駒岡清掃工場に残置された泡消火薬剤の収集運搬及び処分を行うもの。

3 履行期限

契約日から令和8年3月20日まで

4 履行場所

札幌市南区真駒内602番地

札幌市駒岡清掃工場（旧工場）

5 業務内容

（1）処理対象物は下記の通り。

メーカー	仕様・特記事項	数量	保管場所
三愛オブリ(株)	三愛スーパーフォーム 泡第55～1号 20L缶入×20缶	400L	工場棟1F大扉付近
三愛オブリ(株)	三愛スーパーフォーム 泡第58～1号 20L缶入×8缶	160L	工場棟1F大扉付近

（2）処理対象物は保管場所からの収集運搬とする。

（3）産業廃棄物管理票（マニフェスト）は全て受託者にて用意すること。

II 一般事項

1 提出図書

（1）業務着手時に提出するもの

ア 業務着手届 1部

イ 業務日程表 1部

（2）随時提出するもの

ア 産業廃棄物管理票（マニフェスト） 1式

（3）業務完了時に提出するもの

ア 業務完了届 1部

2 適用法令等

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令及び関連文書に基づいて業務を行うこ

と。

3 業務条件

- (1) 業務の実施時間帯は、原則として下記のとおりとする。

業務時間：8時45分～16時30分

休日（土・日曜日及び祝祭日）に業務を行う場合及び上記時間帯を超過する場合は、施設管理担当者と協議すること。

- (2) 施設内入退出について

施設内への入退出場所・方法・時間については、施設管理担当者と調整し、承諾を受けること。

- (3) 火気の使用について

作業等に際し、原則として火気は使用しない。火気を使用する場合は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を得るものとし、その取り扱いに際しては十分注意すること。

4 安全衛生管理

関係法令に従い全ての作業における安全を確保し、作業環境を良好な状態に保つこと。

5 喫煙の禁止

工場の敷地内（駐車場での車両内含む）における喫煙は禁止とする。

6 施設管理担当者の立会い

作業に際して施設管理担当者の立会いを求める場合は、事前に施設管理担当者と調整すること。

III 特記事項

1 環境負荷の低減

- (1) 本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (2) 業務に伴い排出される廃棄物は極力、減量、リサイクルすること。
- (3) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (4) 本業務の履行において使用する物品・材料等は極力環境に配慮したものをを使用すること。
- (5) 業務に伴い排出される廃棄物は極力、減量、リサイクルすること。

2 その他

- (1) 本仕様書に明記のない事項については、施設管理担当者と協議して決定する。
- (2) 疑義の発生についても前号と同様とする。